

意見案第1号

オンラインを活用した接見交通の実現を求める意見書

身体拘束を受けている被疑者及び被告人（以下「被疑者等」という。）が、捜査官らの立会いなく弁護人と接見し、その助言を受けることは、適正な手続を保障し、ひいては、冤罪を防止するためにも重要な権利である。弁護人が、現行制度の下で被疑者等と捜査官らの立会いなく接見するためには、被疑者等が勾留されている警察署や拘置支所に直接赴かなければならず、道内においては、250キロメートルを超える距離を移動しなければならないこともある。

広大な面積、多雪、寒冷といった本道の特性に加え、道内では拘置支所の留置業務の停止が相次いでおり、起訴後は都市部の拘置支所に移管される場合もあるため、弁護人が被疑者等と接見を行うことは一層困難なものとなっている。

刑事手続におけるIT化の議論は、捜査の利便性の向上のみならず、被疑者等を含む国民の権利を保障する観点からも、弁護人が被疑者等と接見する機会が都市部と異なることはあってはならず、オンラインを活用した映像及び音声の送受信により行う被疑者等と弁護人との接見の実現は、地域間格差を是正するため、必要不可欠である。

よって、国においては、次の措置を講ずることを強く求める。

記

- 1 弁護人と被疑者等との間において、接見の秘密が保障される態様でのオンラインを活用した接見交通が実現されること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣

} 各通

北海道議会議長 富原 亮